

建設産業常任委員会

1 開 議 令和元年9月10日(火) 午前10時00分

2 場 所 委員会室1

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第64号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第65号 大田原市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第66号 平成30年度大田原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

建設産業常任委員会名簿

| | | | | | | |
|------|---|---|---|---|----|----|
| 委員長 | 高 | 瀬 | 重 | 嗣 | 出席 | |
| 副委員長 | 弓 | 座 | 秀 | 之 | 出席 | |
| 委員 | 星 | | 雅 | 人 | 出席 | |
| | 前 | 野 | 良 | 三 | 出席 | |
| | 小 | 野 | 寺 | 尚 | 武 | 出席 |
| | 小 | 林 | 正 | 勝 | 出席 | |

| | | | | | | |
|-----|--------|---|---|---|---|----|
| 当 局 | 建設水道部長 | 加 | 藤 | 雅 | 彦 | 出席 |
| | 下水道課長 | 磯 | | 雅 | 史 | 出席 |
| | 水道課長 | 薄 | 井 | 一 | 重 | 出席 |

| | | | | | |
|-----|---|---|---|---|----|
| 事務局 | 岡 | 村 | 憲 | 昭 | 出席 |
|-----|---|---|---|---|----|

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（高瀬重嗣君） ただいまの出席委員は6名であり、定足数に達しております。これより建設産業常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレット表示のとおりであります。

当局の出席者は、加藤建設水道部長、磯下水道課長、薄井水道課長です。

◎議案第64号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第65号 大田原市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣君） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第64号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

加藤建設水道部長。

○建設水道部長（加藤雅彦君） 建設水道部長の加藤でございます。また、本日同席しているのは、磯下水道課長、薄井水道課長の2名でございます。よろしくお願い申し上げます。

議案第64号、議案第65号及び議案第66号につきましては、本会議におきましてご説明申し上げたところでございますが、本日は担当の磯下水道課長並びに薄井水道課長よりご説明いたします。

初めに、議案第64号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、関連がありますので、及び議案第65号 大田原市下水道条例の一部を改正する条例の制定につきまして、磯下水道課長よりご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣君） 磯下水道課長。

○下水道課長（磯 雅史君） 下水道課長の磯でございます。それでは、私のほうから議案第64号と第65号、関連していますので、続けて説明をさせていただきたいと思っております。

まず、議案第64号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたしますので、資料ナンバー1の令和元年第4回大田原市議会定例会提出議案及び補助資料の169ページになります。議案書補助資料をごらんください。まず、本条例制定の趣旨でございますが、下水道事業において徴収しております各種申請等事務手数料の見直しに伴いまして、大田原市手数料条例別表に規定しております下水道法に基づく下水道台帳等の写しの交付に係る手数料につきまして、大田原市下水道条例において規定することとするために、関係部分を改正するものでございます。

それでは、改正部分をご説明いたしますので、次のページの170ページの大田原市手数料条例新旧対照表をごらんいただきたいと思います。別表中当該手数料を規定した102の項を削るものでございます。

次に、2ページ戻りまして168ページです。附則をごらんいただきたいと思います。この条例の施行日を令和元年10月1日と定めるものでございます。

以上で議案第64号の説明を終了いたします。

続きまして、議案第65号 大田原市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。同じく資料、市議会定例会の提出議案及び補助資料の174ページ、議案書補助資料をごらんください。本条例制定の趣旨でございますが、排水設備等計画申請等の手数料に、ただいまの議案第64号で下水道条例に規定することとしております下水道台帳等の写しの交付手数料を加えまして、さらにこれらの手数料の額につきまして申請受け付けあるいは交付等の時間により算定したコストに応じた適正な価格に見直すとともに、大田原市水道事業給水条例、この均衡を図るため、関係部分を改正するものでございます。

それでは、改正部分をご説明いたしますので、初めに資料175ページです。大田原市下水道条例新旧対照表をごらんください。まず、目次につきましては後ほど説明いたしますが、第25条の削除に伴いまして条が1条繰り上がるため、各章に含まれる条番号について、改正後の条番号に改めるものでございます。

次に、第16条の改正につきましては、消費税及び地方消費税の算定について規定した部分で、第24条において略称を用いて引用するために、「合算した額」の次に「(以下「消費税相当額」という。)」文言を加えるものでございます。

続きまして、176ページをごらんください。第24条の改正につきましては、改正前の条例第24条及び第25条で規定していましたが手数料を第24条に統合しまして、下水道法に基づく下水道台帳等の写しに係る手数料を加えるため、第1項及び第2項を改めまして、さらに第3項を追加するものでございます。

まず、第1項ですが、条文については大田原市水道事業給水条例の条文との整合性を図りまして、消費税申告上課税売り上げとなります第5号に加えます下水道台帳等の写しの交付手数料に消費税相当額を外税として転嫁するため、ただし書きを加えます。また、各号に定める手数料額については、それぞれ見直し後の単価に改めるものでございます。

第2項につきましては、第1項各号で規定する手数料の納入時期について規定するものでございます。

第3項については、既納の手数料については、原則返還しないという規定を加えるものでございます。

続きまして、第26条から37条までの改正につきましては、第25条を削除したことに伴いまして条番号を1条ずつ繰り上げまして、第26条を第25条に、以降第37条までを同様に1条ずつ繰り上げまして、あわせまして各条に引用している条番号を改正後の条番号に改めるものでございます。

続きまして、178ページになります。第38条の改正につきましては、大田原市水道事業給水条例と整合性を図りまして、「総代人」を「管理人」に改め、さらに第1項中「居住しないとき」の次に「、又は市長が必要であると認めるとき」を加えまして、第2項中「共有し、又は供用する者」を「共有し、若しくは共用するとき、又は市長が必要であると認めるとき」に改めるものでございます。なお、本条につきましても、1条繰り上げまして第37条といたします。

続きまして、179ページ、第39条及び第40条の改正につきましても、第25条の削除によりまして、条番号を1条ずつ繰り上げまして、それぞれ第38条、第39条とし、あわせまして各条に引用している条番号を改正後の条番号に改めるものでございます。

続きまして、第41条の改正につきましては、改正前の条例第9号で引用している条番号改めますとともに、第1号に「正当な理由がなく、係員の職務の執行を拒み、又はこれを妨害した者」を加えまして、第1号以降を1号ずつ繰り下げまして、当該条を第40条とするものでございます。

続きまして、第42条の改正につきましては、地方自治法の規定に基づきまして、「5倍に相当する金額」の次に「（5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）」という文言を加えまして、当該条を第41条に改めるものでございます。

続きまして、第43条の改正につきましても、第25条の削除に伴いまして条番号を1条繰り上げ、第42条とするものでございます。

最後に、ページ戻っていただきまして、173ページです。173ページの附則をごらんください。この条例の施行日を令和元年10月1日と定めるものでございます。以上で議案第60号の説明を終わります。

○委員長（高瀬重嗣君） 説明が終わりましたので、議案第64号から質疑を行いたいと思います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 意見がないようでありますので、議案第64号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第64号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

次に、日程第2の議案第65号 大田原市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

今、説明をしていただきましたので、直ちに質疑を行います。

小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） 改正する条例の制定については賛成ですが、1点だけ文言で聞きたいのですが、174ページの事務に要する時間に沿ってということがあるのですが、事務に要する時間というものとはどのような、結構時間がかかるのかどうか、どういった人事、時間がかかるのか、そこらを参考までに聞いておきます。

○委員長（高瀬重嗣君） 磯下水道課長。

○下水道課長（磯 雅史君） それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

手数料なのですが、手数料には排水設備等の計画の申請手数料と、下水道工事に係る、実際にその工事が終わった後の検査手数料があります。それで、まず設備等の計画申請ですが、例えば下水道に新たに接続したいという方が、要はどういうふうに排水設備を下水道管につないでいくとか、排水桝をどうするかとか、その土地は本当にその方の土地になっているのかとかいうさまざまな書類を添付していただいて申請していただくわけなのですが、当然そこには、そこがちゃんと下水道区域に入っているのかとか、いろんな審査がございます。それに要する時間が大体1時間程度は必要だろうということで、それに単価を掛けて今回出させていただいています。検査手数料につきましても、大体人件費、現場に行つて実際その

計画どおりに施工されたとかという確認を一つ一つやりますので、当然往復とか時間もかかりますし、それを65分、1時間ちょっとぐらいの時間というふうに計算して、そこに29年度の人件費の1人当たりの1時間当たりの単価、決算に基づいて。それを掛けてある程度3,000円とかという数字を出して、端数は切り捨てまして、手数料を今回設定させていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 意見がないようでありますので、採決いたします。

議案第65号について、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第65号 大田原市下水道条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第66号 平成30年度大田原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○委員長（高瀬重嗣君） 次に、日程第3、議案第66号 平成30年度大田原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

加藤建設水道部長。

○建設水道部長（加藤雅彦君） 議案第66号 平成30年度大田原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきまして、薄井水道課長よりご説明申し上げます。

○委員長（高瀬重嗣君） 薄井水道課長。

○水道課長（薄井一重君） それでは、私から議案第66号 平成30年度大田原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきましてご説明いたします。

水道事業における剰余金の処分につきましては、本市におきましては議会の議決により剰余金の処分を行うこととしておりますので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

それでは、資料番号7の大田原市水道事業決算27ページ、水道事業会計損益計算書をごらんください。まず、営業収益が13億3,479万171円に対し、営業費用が13億2,207万9,541円で、営業利益が1,271万630円であります。営業外収益が2億1,847万3,840円に対し、営業外費用が1億1,577万4,943円で、差し引き1億269万8,897円の営業外利益が出ております。営業利益と営業外利益を足した経常利益が1億1,540万9,527円となります。特別利益は45万8,260円で、特別損失が139万1,149円となります。経常利益から特別

損失を引いた 1 億 1,447 万 6,638 円が当年度の純利益となります。前年度繰越剰余金はなく、当年度の純利益 1 億 1,447 万 6,638 円と、その他未処分利益剰余金変動額 4,724 万 7,883 円を足した 1 億 6,172 万 4,521 円が当年度未処分利益剰余金となっております。

処分方法につきましては、資料番号 1、議案書補助資料のタブレット 184 ページの未処分利益剰余金処分フロー図をごらんください。当年度の未処分利益剰余金は 1 億 6,172 万 4,521 円で、純利益 1 億 1,447 万 6,638 円と、その他未処分利益剰余金変動額 4,724 万 7,883 円の合計額となります。純利益につきましては、現金の裏づけがある 5,881 万 4,241 円、それと現金の裏づけがない 5,566 万 2,397 円があります。

その他未処分利益剰余金変動額は、平成 30 年度減債積立金取り崩し額 4,724 万 7,883 円となります。処分の方法は、フロー図にありますように、純利益の中での現金裏づけがある 5,881 万 4,241 円を翌年度以降の元金償還のために減債積立金に積み立てて、現金の裏づけのない長期前受金戻入額の平成 30 年度分収益額 5,566 万 2,397 円と、平成 30 年度減債積立金に取り崩しました 4,724 万 7,883 円の合計 1 億 291 万 280 円を自己資本に組み入れるものであります。

なお、処分後の残高は、タブレット 182 ページにお戻りをいただいて、計算書記載のとおり、資本金 51 億 567 万 6,029 円、資本剰余金 1 億 327 万 2,768 円、未処分利益剰余金、繰越利益剰余金となりますが、これはゼロ円となります。

以上で議案第 66 号の説明を終わります。よろしくご審議のほうお願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） 26 年度から未処分利益剰余金、これが始まったと思うのですがけれども、大田原市では改正になって減債積立金なののですがけれども、減債の取り崩しというものが一番気にかかっているのですけれども、なぜ積み立てたいのかなというのを気にしているのですけれども、これらは内容からいって水道事業会計、26 年から、いい方向に進んでいると考えていいのかどうか。

○委員長（高瀬重嗣君） 水道課長。

○水道課長（薄井一重君） 26 年に法改正があったわけですがけれども、翌年度の自己資金を確保するには、この減債積立金を利用しながらやっていくのが、経営の安定にはつながっているのかと思います。

○委員長（高瀬重嗣君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） そうすると、大田原市としては、これが改正になってから改正の趣旨にのって、今のところ順調にいらっていると理解していいのか。

○委員長（高瀬重嗣君） 水道課長。

○水道課長（薄井一重君） 今のところは順調にいらっていると確信しています。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 意見がないようでありますので、採決いたします。

議案第66号について、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(高瀬重嗣君) 異議なしと認めます。

よって、議案第66号 平成30年度大田原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、原案を可とすることに決しました。

◎散 会

○委員長(高瀬重嗣君) 以上で当委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これにて建設産業常任委員会を散会いたします。ご苦労さまでした。

午前10時22分 散会